

下請振興法が改正されました

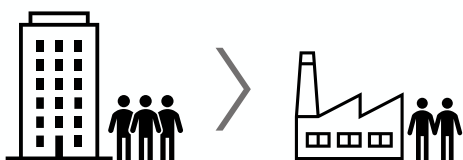
中小企業の賃上げには、サプライチェーン全体で、適切な価格転嫁・取引適正化を定着させることが重要です。



法律の適用対象が広がります！

従業員基準の追加

発注者と受注者の定義に従業員の大小関係を追加

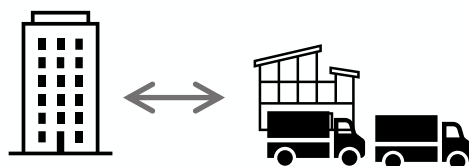


発注者 従業員が受注者より1人でも多い企業

受注者 従業員が300人以下(製造、建設、運輸等)、
100人以下(サービス業)

対象取引の追加

適用対象に発荷主と運送事業者との取引を追加



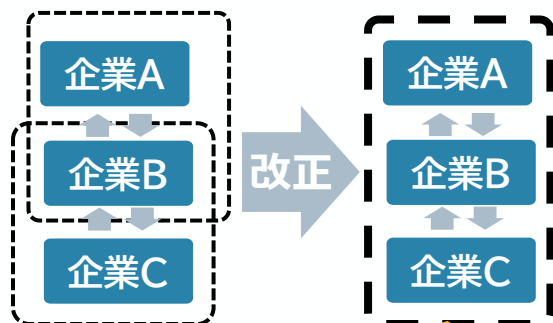
ほぼ全ての中小企業に対する
取引が対象となります！

多くの委託事業者が
振興基準を遵守する旨
宣言しています！

※振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び
中小受託事業者がよるべき一般的な基準として「振興基準」
が定められています

直接の取引がない事業者との連携も支援します！

複数の取引段階にある事業者による
振興事業計画を支援対象に追加



企業A・B・Cが連携する取組も支援対象に！

「下請」という用語が変わります！

時代の情勢変化に沿った用語に改正

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託
事業者



①取適法パンフレット



②その他の改正点